



豊平交通安全情報

～令和7年度第17号～

令和7年8月29日

豊平警察署

交通第一課

自転車の酒気帯び運転 罰則が強化されています！



令和6年11月1日の道路交通法改正に伴い、自転車の酒気帯び運転の罰則が整備され、車両の提供・同乗・酒類の提供罪についても罰則の対象となっています。

【自転車利用者のみなさんへ】

● 酒気帯び運転及び幫助

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備！

違反者

3年以下の懲役又は50万円以下の拘禁刑

自転車の提供者

3年以下の懲役又は50万円以下の拘禁刑

酒類の提供者・同乗者

2年以下の懲役又は30万円以下の拘禁刑



検挙されてから後悔しても遅い！
飲酒運転は絶対ダメ！



QRコードを読み取るとYouTube・北海道警察公式チャンネル「再確認！自転車の交通ルール」を視聴できます！

